

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月13日

**【四半期会計期間】** 第24期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

**【会社名】** トランス・コスモス株式会社

**【英訳名】** transcosmos inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼COO 奥田昌孝

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

**【電話番号】** 03-4363-0140

**【事務連絡者氏名】** 経理財務本部長 野口誠

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

**【電話番号】** 03-4363-0140

**【事務連絡者氏名】** 経理財務本部長 野口誠

**【縦覧に供する場所】** トランス・コスモス株式会社 大阪本部  
(大阪府大阪市北区曽根崎二丁目3番5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第24期 第3四半期 連結累計期間	第24期 第3四半期 連結会計期間	第23期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(千円)	125,206,035	41,550,330	164,771,666
経常利益又は 経常損失( )	(千円)	827,345	1,410,159	3,677,819
四半期(当期)純利益 又は純損失( )	(千円)	1,042,338	2,109,101	3,139,759
純資産額	(千円)		41,658,814	49,760,898
総資産額	(千円)		97,085,605	97,098,870
1株当たり純資産額	(円)		911.18	1,047.98
1株当たり四半期(当期) 純利益又は純損失( )	(円)	26.35	53.65	74.37
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	26.34		
自己資本比率	(%)		36.9	44.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	91,499		760,788
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	6,394,971		12,533,161
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	9,226,645		5,091,545
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)		16,980,601	14,821,707
従業員数	(名)		16,442	11,883

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第23期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 第24期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	16,442 [ 17,790 ]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。
- 2 従業員数が第2四半期連結会計期間末より3,063名増加している主な要因は、海外子会社における契約形態の変更によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	9,075 [ 13,401 ]
---------	---------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
情報サービス事業	41,319,669
コーポレートベンチャーキャピタル事業	
合計	41,319,669

(注) 金額は、販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
情報サービス事業	39,546,953	84,355,795
コーポレートベンチャーキャピタル事業		
合計	39,546,953	84,355,795

(注) 金額は、販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
情報サービス事業	41,240,310
コーポレートベンチャーキャピタル事業	310,019
合計	41,550,330

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期におけるわが国経済は、米国を震源地とする金融危機を背景に想像以上のスピードで景気後退に突入り、原油など原材料価格は下落に転じたものの、円高や株式市況低迷の影響が大きく企業収益は一段と悪化、個人消費も冷え込むなど経済悪化の深刻さが増してきています。また海外では、中国などの新興国も経済成長が停滞し、米国では米国史上初のゼロ金利政策に踏み込むなど世界は同時不況色を強めています。

このような社会環境のもと、コールセンター運営を含むアウトソーシング市場では、企業が一時的な止血としてコスト削減などの動きによる停滞感はあるものの、中長期的には収益環境の改善を急ぐ企業が事業の選択と集中をしていく上で、間接業務（ノンコア）を外委託（アウトソース）して経営の効率化を図る動きも出てくるなど、今後も堅調に推移していくと見込まれます。当社グループでは、低採算事業からの撤退、全社規模でのコスト節減、人的リソースの見直しなど構造改革に着手する一方で、中長期的な需要拡大に備え、生・販一体化戦略を推し進め体制強化に取り組んでいます。また、独自戦略として国内・海外でのオペレーション体制を整備し、グローバル市場でのサービス体制の構築・展開に取り組んでいます。

以上のような状況のもと、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高41,550百万円となり前年同期を上回る結果となりました。利益につきましては、将来の競争力強化に向けた先行投資費用の負担やコーポレートベンチャーキャピタル事業で営業損失を計上した結果、営業損失1,173百万円、経常損失1,410百万円となりました。また四半期純利益につきましては、当期中に清算予定の子会社株式評価損に係る税効果を計上し、法人税等調整額は、4,890百万円となり、四半期純利益は2,109百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

情報サービス事業につきましては、主力サービスであるコールセンターサービス事業を中心に受注が比較的堅調に推移したことから、売上高は41,240百万円と前年同期を上回る結果となりました。営業利益につきましては、将来の競争力強化に向けた人員の増強と昨年度後半から積極的に行った設備への先行投資の結果、2,301百万円となり前年同期を下回る結果となりました。

コーポレートベンチャーキャピタル事業につきましては、株式市場の低迷に伴い保有する株式の売却が少なかったことから、売上高は310百万円と前年同期を下回る結果となりました。営業利益につきましては、保有する株式の減損処理を行った結果、営業損失2,184百万円を計上することとなりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

国内につきましては、情報サービス事業が堅調に推移したことから、売上高38,976百万円、営業利益1,806百万円となりました。

米国につきましては、コーポレートベンチャーキャピタル事業で保有する株式の売却が少なかったことから、売上高は334百万円となりました。営業利益につきましては、同事業で保有する株式の減損処理を行った結果、営業損失1,810百万円を計上することとなりました。

アジアにつきましては、為替の影響等により売上高は2,238百万円および営業損失30百万円となり前年同期を下回る結果となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期の連結総資産は、前期末に比べ13百万円減少し97,085百万円となりました。流動資産につきましては、3,979百万円減少し、54,776百万円となりました。これは営業投資有価証券の評価損の計上と

売掛金の減少が主な要因であります。固定資産につきましては、3,966百万円増加し、42,309百万円となりました。これは、繰延税金資産の増加が主な要因であります。また、負債の部につきましては、前期末に比べて8,088百万円増加し、55,426百万円となりました。これは、短期・長期借入金の増加によるものであります。

純資産の部につきましては、前期末に比べ8,102百万円減少し、41,658百万円となり自己資本比率は、36.9%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失の計上および賞与引当金の減少等により、1,443百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得等による支出などにより、1,387百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れによる収入の増加等により、4,915百万円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、第2四半期末と比べ1,615百万円増加し、16,980百万円となりました。

### (4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、環境の変化を恐れず実績とノウハウや最新技術をプロフェッショナルとして創意工夫で融合させてゆくことの出来る社員を抱える内発的エネルギーや、そこから生み出される様々な創造性でお客様企業へさらに付加価値の高いサービスを提供するマーケティングチェーンマネジメントサービス推進力をその源泉としております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容

## (a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、インターネット広告、Web構築からコールセンターまで、付加価値の高いデジタルマーケティングサービスを提供し、顧客満足度の向上に邁進しております。具体的には、1. デジタルマーケティング業界ナンバーワンの地位を獲得、2. 日本最大のグローバルITアウトソーサーの地位獲得、3. BtoC事業の確立、のそれぞれをミッションに掲げております。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、当社は、取締役会・監査役会制度を軸にし、平成18年度には社外取締役3名および社外監査役3名を招聘することにより、さらに透明性の高い、公正な経営を実現することを最優先の課題として取組むなど、内部統制システムの充実を図っております。

## (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、平成18年5月22日および同年5月29日開催の取締役会決議ならびに同年6月29日開催の第21回定時株主総会決議に基づき、信託型ライツ・プランの導入の一環として、住友信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行いたしました。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の持株割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現した時点の（当社以外の）株主の皆様全員がこれを取得できるようにしておく仕組みです。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けべき受益者に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて新株予約権を交付することになります。信託型ライツ・プランの導入に伴い発行された新株予約権は、これを行行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、特定大量保有者（以下に定義されます。）が出現した日の翌日以後においては、当該時価の0.03%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げます。）となります。

新株予約権は、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量保有者」といいます。）になったことを示す公表がなされた日から原則として10日間が経過したとき、または、(イ)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含みます。）（以下「特定大量買付者」といいます。）となる公開買付開始公告を行った日から原則として10日間が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができます。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則（以下「新株予約権細則」といいます。）に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を延期することもできます。

すなわち、新株予約権の権利発動事由が発生し、新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、他の株主の皆様による新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得の結果、その有する持分割合が希釈化されるという影響を受ける可能性があります。

当社は、信託型ライツ・プランの導入に際し独立委員会を設置しております。独立委員会は、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他新株予約権の行使条件の不充足、新株予約権の取得等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定した場合には、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、実質的にこの独立委員会の勧告に従って、会社法上の機関としての決定を行うものとされています。

なお、信託型ライツ・プランのために、平成18年7月18日付で住友信託銀行株式会社に対して無償で発

行された新株予約権の総数は75,000,000個です。新株予約権の行使期間は、原則として平成18年7月18日から平成21年6月30日までの3年間とされており、

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされます。株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることとなります。仮に、株主の皆様がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、信託型ライツ・プランの詳細については、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/news/pdf/ir060529.pdf>）に掲載の平成18年5月29日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

前記 (a)に記載した当社の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、信託型ライツ・プランは、前記 (b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、当社経営陣からの独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、信託型ライツ・プランの発動、行使条件の不充足および新株予約権の取得等に関する決定については独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められており、取締役会によりいつでも新株予約権を取得できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、発行された新株予約権の詳細につきましては、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (3)ライツプランの内容に記載のとおりであります。

#### (5) 研究開発活動

当第3 四半期連結会計期間の研究開発費の総額は230,827千円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	48,794,046	48,794,046		

(注) 提出日現在発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	第1回 949個 第2回 10個
新株予約権のうち 自己新株予約権の数	
新株予約権の目的と なる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的と なる株式の数	第1回 189,800株 第2回 2,000株
新株予約権の行使時の 払込金額	第1回 1株当たり1,171円 第2回 1株当たり1,453円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成21年6月30日まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合 の株式の発行価格および 資本組入額	第1回 発行価格 1,171円 資本組入額 586円 第2回 発行価格 1,453円 資本組入額 727円
新株予約権の行使の 条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の取締役および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に 関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する 事項	
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。  
2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。  
3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。  
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数	1,022個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	204,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,611円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,611円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の役員および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。  
2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。  
3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。  
なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	1,189個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	237,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,270円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,270円 資本組入額 1,135円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社および当社子会社の役員および従業員ならびに顧問の地位を失った場合、新株予約権返還事由が生じる事となり、会社に新株予約権を返還する事とする。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続はできない。 その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 上記の新株予約権は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくものであります。

- 2 新株予約権1個当たりの株式数は200株であります。
- 3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整されるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲内で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。
- なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 4 発行日以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使の場合を除く。)場合、行使価額は次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で、行使価額を調整するものとする。

- 5 平成18年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

### 信託型ライツ・プラン

トランスコスモス第一回信託型ライツ・プラン(平成18年6月29日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数	75,000,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	75,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年7月18日から平成21年6月30日まで(注) 2、3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、(ア)ある者が特定大量保有者(下記「新株予約権の行使の条件」1)(i)に定義される。)になった日の翌日(以下「行使価額変動日」という。)より前においては、本新株予約権が行使される日(以下「行使日」という。)の属する月の前月の各取引日(終値のない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)(ただし、当社の株式分割、株式併合その他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたとき当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。)を算術平均した額(以下「時価」という。)に3を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。)とし、(イ)行使価額変動日以後においては、時価に10,000分の3を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- 2 平成18年7月18日(火)から平成21年6月30日(火)までとする。ただし、下記「当社による本新株予約権の取得」1)および2)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日の前日までとする。また、平成21年1月1日(木)以降同年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」2)に定義される、以下同じ。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
- 3 当社による本新株予約権の取得
- 1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が下記「新株予約権の行使の条件」3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、下記「新株予約権の行使の条件」1)に従い買収者が下記「新株予約権の行使の条件」1)に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。
  - 2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- 4 本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価格とする。本新株予約権の行

使により当社株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とする。

5 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

(i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。

( ) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。

( ) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。

( ) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本( )号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。

(v) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

( ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および( )にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「本新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3)または4)の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。）に限り、(i)特定大量保有者、( )特定大量保有者の共同保有者、( )特定大量買付者、( )特定大量買付者の特別関係者、もしくは( )上記(i)ないし( )に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または( )上記( )ないし(v)に該当する者の関連者（以下、上記(i)ないし( )に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、または( )一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または( )の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること

(a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

(c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものであること

当社株主もしくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益（当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。）に反する重大なおそれがあること

4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、( )当該買収が上記3)

(a) ないし (d) に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれなく、( ) 当該買収に係る取引の仕組みが当該買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、( ) 当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

当社は、平成18年5月22日および平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または、向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（信託型ライツ・プラン）を導入することを決議し、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会にて承認可決いたしました。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者	当社株主(自己株式の保有者としての当社は除く)
新株予約権の数	「(2)新株予約権等の状況 信託型ライツ・プラン」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
取得条項に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 信託型ライツ・プラン」の(注)3に記載しております。
信託の設定の状況	(注)1
代用払込みに関する事項	

## (注) 1 信託の設定の状況

委託者	当社	
受託者	住友信託銀行株式会社	
受益者	第一受益者	将来の一時点における新株予約権交付事由発生時における委託者の最終の株主名簿に記載又は記録された株主
	第二受益者	委託者
信託管理人	設置する	
運用対象	信託目的に基づき、委託者が発行する新株予約権を無償にて引受	
信託契約締結日	平成18年7月18日	
信託契約の期間	平成18年7月18日～平成21年6月30日（但し、同日以前に新株予約権要項に定める権利発動事由（以下「権利発動事由」という）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月経過した日までとする。）	
信託財産交付事由	権利発動事由が発生し、かつ信託契約に定める新株予約権の第一受益者への交付につき、委託者の取締役会承認決議が行われた場合。	
信託の終了事由	信託契約に定める以下のいずれかに該当する事由が発生した場合。 受託者が第一受益者を確定することが不可能または著しく困難となる事由が生じた場合。 第一受益者に交付されるべき全ての新株予約権の交付が完了した場合。 信託期間が満了した場合。 信託が解除された場合。 新株予約権が全て消去された場合。	
新株予約権交付方法	信託契約に従い確定された第一受益者に対し、本人確認法上の本人確認を経た上で第一受益者に交付。但し、第二受益者には新株予約権の交付を行うことは信託契約上禁止。	
信託損益の取扱い	原則として年1回信託決算を行い、決算により確定した損益額は決算日の翌営業日に信託元本に組み入れます。	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		48,794,046		29,065,968		

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成20年6月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成20年5月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末の実質所有株式数の確認が出来ておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	12424 Wilshire Boulevard, Suite 600, Los Angeles, CA 90025, U.S.A	3,100	6.35

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,484,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,300,100	393,001	
単元未満株式	普通株式 9,346		
発行済株式総数	48,794,046		
総株主の議決権		393,001	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,500株(議決権145個)含まれております。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	9,484,600		9,484,600	19.44
計		9,484,600		9,484,600	19.44

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,369	1,277	1,131	969	951	912	847	769	704
最低(円)	1,217	987	936	836	767	640	550	619	561

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	17,186,626	15,413,082
受取手形及び売掛金	4 24,112,625	4 26,487,264
営業投資有価証券	7,350,996	10,257,206
有価証券	17,941	19,753
商品及び製品	417,205	208,760
仕掛品	880,951	1,046,719
貯蔵品	11,620	10,704
その他	5,297,542	5,589,704
貸倒引当金	498,957	277,337
流動資産合計	54,776,552	58,755,859
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,319,053	1 5,704,613
工具、器具及び備品(純額)	1 5,174,851	1 5,268,432
土地	1,161,931	1,398,541
その他(純額)	1 1,010,141	1 737,215
有形固定資産合計	12,665,978	13,108,803
無形固定資産		
のれん	3 2,113,476	3 2,391,979
その他	5,689,119	4,969,118
無形固定資産合計	7,802,596	7,361,097
投資その他の資産		
投資有価証券	1,295,209	1,788,194
関係会社株式	4,759,294	6,490,609
その他の関係会社有価証券	112,124	358,218
出資金	7,800	6,700
関係会社出資金	384,521	393,825
差入保証金	5,786,844	5,083,992
その他	10,169,834	4,035,739
貸倒引当金	675,150	284,171
投資その他の資産合計	21,840,478	17,873,110
固定資産合計	42,309,053	38,343,011
資産合計	97,085,605	97,098,870

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,682,905	6,655,402
短期借入金	<sup>2</sup> 10,992,734	<sup>2</sup> 1,870,235
1年内償還予定の社債	696,000	5,312,000
1年内返済予定の長期借入金	338,435	43,480
未払金	3,173,491	4,300,654
未払法人税等	239,017	2,675,343
未払消費税等	1,764,113	1,695,781
賞与引当金	1,726,389	3,147,121
その他	9,010,159	6,448,109
流動負債合計	32,623,246	32,148,129
固定負債		
社債	3,973,000	36,000
長期借入金	18,400,235	14,689,530
退職給付引当金	131,427	144,196
その他	298,881	320,116
固定負債合計	22,803,544	15,189,842
負債合計	55,426,790	47,337,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065,968	29,065,968
資本剰余金	23,009,658	23,057,566
利益剰余金	2,919,688	3,649,849
自己株式	19,749,188	17,834,374
株主資本合計	35,246,127	37,939,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	120,996	310,530
繰延ヘッジ損益	10,713	7,134
為替換算調整勘定	461,418	4,716,406
評価・換算差額等合計	571,701	5,019,802
新株予約権	300	-
少数株主持分	5,840,685	6,802,085
純資産合計	41,658,814	49,760,898
負債純資産合計	97,085,605	97,098,870

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	125,206,035
売上原価	103,183,146
売上総利益	22,022,889
販売費及び一般管理費	1 22,337,323
営業損失( )	314,433
営業外収益	
受取利息	106,805
受取配当金	20,945
為替差益	48,269
助成金収入	114,079
その他	230,392
営業外収益合計	520,492
営業外費用	
支払利息	307,737
デリバティブ評価損	74,847
持分法による投資損失	449,061
その他	201,757
営業外費用合計	1,033,403
経常損失( )	827,345
特別利益	
固定資産売却益	9,522
貸倒引当金戻入額	3,418
持分変動利益	171,297
その他	131,343
特別利益合計	315,583
特別損失	
固定資産売却損	28,788
持分変動損失	98,158
固定資産除却損	134,372
減損損失	1,698,203
関係会社株式評価損	340,209
その他	1,361,066
特別損失合計	3,660,797
税金等調整前四半期純損失( )	4,172,559
法人税、住民税及び事業税	398,705
法人税等調整額	5,178,157
法人税等合計	4,779,451
少数株主損失( )	435,446
四半期純利益	1,042,338

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	41,550,330
売上原価	35,098,038
売上総利益	6,452,291
販売費及び一般管理費	1 7,625,942
営業損失( )	1,173,650
営業外収益	
受取利息	26,819
受取配当金	6,230
為替差益	19,141
助成金収入	80,492
その他	53,267
営業外収益合計	185,952
営業外費用	
支払利息	115,219
持分法による投資損失	276,747
デリバティブ評価損	4,762
その他	25,731
営業外費用合計	422,460
経常損失( )	1,410,159
特別利益	
固定資産売却益	1,167
賞与引当金戻入額	361,741
その他	87,799
特別利益合計	450,708
特別損失	
固定資産売却損	1,079
持分変動損失	8,571
固定資産除却損	37,974
減損損失	1,409,084
関係会社株式評価損	39,190
その他	1,054,824
特別損失合計	2,550,725
税金等調整前四半期純損失( )	3,510,176
法人税、住民税及び事業税	465,728
法人税等調整額	4,890,690
法人税等合計	5,356,418
少数株主損失( )	262,859
四半期純利益	2,109,101

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	4,172,559
減価償却費	2,161,079
減損損失	1,698,203
のれん償却額	436,910
無形固定資産償却費	1,009,661
賞与引当金の増減額( は減少)	1,424,341
貸倒引当金の増減額( は減少)	719,522
退職給付引当金の増減額( は減少)	106,276
受取利息及び受取配当金	127,750
支払利息	307,737
為替差損益( は益)	48,269
持分法による投資損益( は益)	449,061
関係会社株式売却損益( は益)	1,993
関係会社株式評価損	340,209
持分変動損益( は益)	73,139
固定資産除却損	134,372
売上債権の増減額( は増加)	2,011,824
営業投資有価証券の増減額( は増加)	20,133
営業投資有価証券評価損	2,315,014
投資有価証券売却損益( は益)	10,767
たな卸資産の増減額( は増加)	33,006
仕入債務の増減額( は減少)	1,881,090
その他	196,229
<b>小計</b>	<b>3,488,037</b>
利息及び配当金の受取額	150,323
利息の支払額	304,164
法人税等の支払額	3,242,695
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>91,499</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	96,006
定期預金の払戻による収入	297,720
有形固定資産の取得による支出	2,553,956
無形固定資産の取得による支出	2,137,431
投資有価証券の取得による支出	142,618
投資有価証券の売却による収入	76,536
関係会社株式の取得による支出	546,415
関係会社株式の売却による収入	13,260
少数株主からの株式の購入による支出	617,617
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	302,142

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	22,256
差入保証金の差入による支出	802,950
差入保証金の回収による収入	64,059
その他の支出	261,275
その他の収入	636,122
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,394,971
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	72,409,001
短期借入金の返済による支出	63,288,589
長期借入れによる収入	4,000,000
長期借入金の返済による支出	61,761
自己株式の取得による支出	1,993,817
自己株式の売却による収入	31,095
社債の発行による収入	4,500,000
社債の償還による支出	5,199,000
配当金の支払額	1,639,676
少数株主への配当金の支払額	719
少数株主からの払込みによる収入	470,112
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,226,645
現金及び現金同等物に係る換算差額	823,504
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,099,669
現金及び現金同等物の期首残高	14,821,707
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59,225
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,980,601

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 連結の範囲の変更

当第3四半期連結累計期間の連結子会社の異動は次の通りであります。

(新規)

- ・ ネットゴーストPIPOPA製作委員会(平成20年4月1日付、設立)
- ・ 株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得による持分法適用会社からの変更)
- ・ トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社(重要性が増したため)
- ・ デジット株式会社(追加取得による変更)
- ・ ビズ・トラスト株式会社(平成20年7月31日付、設立)
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社(平成20年8月6日付、設立)
- ・ 株式会社アップアローズ(新規取得 平成20年10月1日 インデックスネクスト株式会社から名称変更)
- ・ transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.(追加取得による持分法適用会社からの変更  
平成20年10月1日 Mitsiam Tele-Services Co.,Ltdから名称変更)
- ・ SMART LUCK ENTERPRISES LIMITED(新規取得)
- ・ 株式会社フレーバー(重要性が増したため)
- ・ 上海特朗思大宇宙信息技术服务有限公司(重要性が増したため)
- ・ 北京特朗思信息技术服务有限公司(重要性が増したため)
- ・ 蘇州大宇宙信息創造有限公司(平成20年10月16日付、設立)
- ・ 太公網(北京)信息咨询有限公司(平成20年11月12日付、設立)
- ・ 北京太公網科技發展有限公司(新規取得)

(除外)

- ・ 株式会社エクスペリエンス(全保有株式売却)
- ・ 広州大宇宙信息創造有限公司(平成20年7月7日付、清算許可)
- ・ 株式会社プライムス・ナレッジ・ソリューションズ(平成20年12月26日付、清算終了)
- ・ ラルクCCP15投資事業組合(平成20年10月31日付、清算終了)

2 持分法の適用範囲の変更

当第3四半期連結累計期間の持分法適用会社の異動は次の通りであります。

(新規)

- ・ フジテレビラボLLC合同会社(重要性が増したため)

(除外)

- ・ 株式会社アレス・アンド・マーキュリー(追加取得による連結子会社へ変更)
- ・ transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.(追加取得による連結子会社へ変更  
平成20年10月1日 Mitsiam Tele-Services Co.,Ltdから名称変更)

3 連結子会社の四半期連結決算日の変更

新たに当第3四半期累計期間に連結子会社に異動した子会社で連結決算日が異なる会社は次の通りであります。

(決算日 12月31日)

- ・ transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.
- ・ SMART LUCK ENTERPRISES LIMITED
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社
- ・ 株式会社フレーバー
- ・ 上海特朗思大宇宙信息技术服务有限公司
- ・ 北京特朗思信息技术服务有限公司
- ・ 蘇州大宇宙信息創造有限公司
- ・ 太公網(北京)信息咨询有限公司
- ・ 北京太公網科技發展有限公司

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(決算日 その他)

・デジット株式会社 4月30日

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この結果、当第3四半期連結累計期間は、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ5,155千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

一部の連結子会社は、当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 棚卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

3 固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の実績を反映し年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

4 法人税等ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の算定方法

一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、10,091,232千円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、9,301,283千円 であります。
2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約 当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額 14,500,000千円 借入実行残高 9,000,000千円 差引額 5,500,000千円	2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約 当座貸越極度額および 貸出コミットメントの総額 19,000,000千円 借入実行残高 差引額 19,000,000千円
3 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは相殺表示しており ます。相殺前の金額は次の通りであります。 のれん 2,238,865 千円 負ののれん 125,389 千円 差引 2,113,476 千円	3 のれんおよび負ののれんの表示
4 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理に ついては、手形交換日をもって決済処理をしており ます。なお、四半期連結会計期間末日満期手形が連結 会計年度末残高に含まれております。 受取手形 7,559千円	4 連結会計年度末日満期手形
5 偶発債務 当社は、平成19年8月3日ジーイーキャピタル リーシング株式会社から、ASP型CADソフトウ エアの販売取引に関して、約19億円の売買代金返還 訴訟を提起され、また、同取引に関与した当社他5 社に対して約58億円の損害賠償請求訴訟を提起さ れました。 なお、約19億円の訴訟と約58億円の訴訟は、別訴 になっておりますが、事実関係は、19億円の限度に おいて、重複しております。 また、この取引は、最終ユーザーの元社員の詐欺 行為が発端となっており、最終ユーザーがジーイー キャピタルリーシング株式会社との契約行為を否 認したことにより、同社への販売者である当社およ び他2社ならびに最終ユーザーに対して訴訟を提 起したものであります。	5 偶発債務 同左

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目および金 額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	652,874千円
役員報酬	680,445千円
給与賞与	9,327,130千円
賞与引当金繰入額	318,929千円
求人費	539,374千円
地代家賃	1,325,225千円
減価償却費	485,074千円

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目および金額は次のとおりであります。	
貸倒引当金繰入額	7,453千円
広告宣伝費	292,229千円
役員報酬	223,222千円
給与賞与	2,852,663千円
賞与引当金繰入額	586,811千円
求人費	123,684千円
地代家賃	479,388千円
減価償却費	174,695千円

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	17,186,626千円
有価証券勘定	17,941千円
計	17,204,567千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	223,965千円
現金及び現金同等物	16,980,601千円

### (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,794,046

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,484,663

#### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			
連結子会社	普通株式	600	300
合計		600	300

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,639,676	40	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項ありません。

#### 5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年3月24日および平成20年5月20日開催の取締役会決議による自己株式の取得を当四半期累計期間に行いました。この結果自己株式が1,914,813千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が、19,749,188千円となっております。

##### (リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日) 及び 当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)			
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および四半期末残高相当額			
	有形固定資産 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	942,565	173,302	1,115,868
減価償却累計額相当額	666,866	125,540	792,407
四半期末残高相当額	275,698	47,761	323,460
2. 未経過リース料四半期末残高相当額等			
未経過リース料四半期末残高相当額			
1年内	188,595千円		
1年超	153,999千円		
合計	342,594千円		
3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額			
(四半期連結累計期間)			
支払リース料	231,142千円		
減価償却費相当額	216,721千円		
支払利息相当額	7,086千円		
(四半期連結会計期間)			
支払リース料	78,305千円		
減価償却費相当額	74,668千円		
支払利息相当額	1,829千円		
4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られません。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
株式	738,618	1,016,388	277,770
計	738,618	1,016,388	277,770

(注) 当四半期連結会計期間末日において、その他有価証券で時価のある株式について、636,084千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、当連結会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益  
 通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
金利スワップ	200,000	6,263	6,263
通貨スワップ	2,370,905	198,052	198,052
合計	2,570,905	204,315	204,315

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	情報サービス 事業 (千円)	コーポレート ベンチャー キャピタル事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	41,240,310	310,019	41,550,330		41,550,330
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	155		155	(155)	
計	41,240,465	310,019	41,550,485	(155)	41,550,330
営業利益又は 営業損失( )	2,301,844	2,184,557	117,286	(1,290,937)	1,173,650

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 情報サービス事業.....情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務、商品・製品の販売
- (2) コーポレートベンチャーキャピタル事業.....事業開発投資事業

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	情報サービス 事業 (千円)	コーポレート ベンチャー キャピタル事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	123,806,527	1,399,507	125,206,035		125,206,035
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	724		724	(724)	
計	123,807,252	1,399,507	125,206,759	(724)	125,206,035
営業利益又は 営業損失( )	6,705,473	3,025,379	3,680,093	(3,994,527)	314,433

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 情報サービス事業.....情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務、商品・製品の販売
- (2) コーポレートベンチャーキャピタル事業.....事業開発投資事業

3 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、「情報サービス事業」で5,155千円減少しております。

## 【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	アジア (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	38,976,911	334,571	2,238,847	41,550,330		41,550,330
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	32,296	19,974	400,540	452,811	(452,811)	
計	39,009,207	354,545	2,639,387	42,003,141	(452,811)	41,550,330
営業利益又は 営業損失( )	1,806,274	1,810,692	30,549	34,967	(1,138,682)	1,173,650

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 「アジア」に属する国および地域は、中国、韓国およびタイであります。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	アジア (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	115,347,196	1,320,311	8,538,527	125,206,035		125,206,035
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	116,946	65,708	1,331,625	1,514,280	(1,514,280)	
計	115,464,143	1,386,019	9,870,153	126,720,316	(1,514,280)	125,206,035
営業利益又は 営業損失( )	5,616,446	2,114,311	247,256	3,749,392	(4,063,826)	314,433

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 「アジア」に属する国および地域は、中国、韓国およびタイであります。

3 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、「アジア」で5,155千円減少しております。

## 【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	アメリカ	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	787,573	1,978,184	5,235	2,770,992
連結売上高(千円)				41,550,330
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	1.9	4.8	0.0	6.7

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1)アメリカ・・・アメリカ

(2)アジア・・・韓国、中国、タイ

(3)その他・・・欧州

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	アメリカ	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	1,950,273	7,798,661	38,447	9,787,382
連結売上高(千円)				125,206,035
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	1.6	6.2	0.0	7.8

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1)アメリカ・・・アメリカ

(2)アジア・・・韓国、中国、タイ

(3)その他・・・欧州

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
911円18銭	1,047円98銭

## (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計期間末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計金額(千円)	41,658,814	49,760,898
普通株式に係る純資産額(千円)	35,817,828	42,958,812
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	300	
少数株主持分	5,840,685	6,802,085
普通株式の発行済株式数(株)	48,794,046	48,794,046
普通株式の自己株式数(株)	9,484,663	7,802,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	39,309,383	40,991,916

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	26円35銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	26円34銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	1,042,338
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,042,338
普通株式の期中平均株式数(株)	39,558,592
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)	
(うち少数株主損益(千円))	( )
(うち持分法による投資損益(千円))	( )
普通株式増加数(株)	13,560
(うち新株予約権(株))	(13,560)
(うち新株予約権付社債(株))	( )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

## 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	53円65銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	2,109,101
普通株式に係る四半期純利益(千円)	2,109,101
普通株式の期中平均株式数(株)	39,309,389
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)	
(うち少数株主損益(千円))	( )
(うち持分法による投資損益(千円))	( )
普通株式増加数(株)	
(うち新株予約権(株))	( )
(うち新株予約権付社債(株))	( )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

当社は平成21年2月9日開催の取締役会において、コーポレートベンチャーキャピタル事業から撤退することを決議いたしました。

(1) 事業撤退の理由

当社グループは、従来より情報サービス事業とコーポレートベンチャーキャピタル事業の2つの事業セグメントをもって運営してまいりましたが、昨年秋以降の経済環境の急激な悪化により、当初予定しておりました業績予想を昨年12月5日に下方修正し、配当も見送ることいたしました。

このような状況の中、当社グループの情報サービス事業における経営体質の強化に経営資源を集中するため、キャピタルゲインを目的としたコーポレートベンチャーキャピタル事業からは撤退することいたしました。

(2) 撤退する事業の内容、規模

事業内容 コーポレートベンチャーキャピタル事業

平成20年3月期売上高 5,856,538千円

(3) 撤退の時期

平成21年3月31日

(4) 撤退による事業への影響

現在、連結財務諸表に計上しております「営業投資有価証券」勘定（流動資産）は、「投資有価証券」および「関係会社株式」勘定（固定資産）に振替を行います。

損益については、従来「売上高」および「売上原価」に総額にて計上しておりましたが、来期より「特別損益」勘定に純額にて計上するよう変更いたします。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

トランス・コスモス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 恩 田 勲 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 川 一 夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスモス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年2月9日開催の取締役会においてコーポレートベンチャーキャピタル事業から撤退を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。